

府中市建設工事検査規程

平成13年12月1日訓令第4号
平成24年4月1日一部改正
平成27年5月7日一部改正

(趣旨)

第1条 府中市（以下「市」という。）が発注する建設工事の検査については、別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(検査の種類)

第2条 工事の検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 材料検査 工事に必要な材料の品質、寸法及び数量について行う検査
- (2) 出来形検査 部分払いをする場合、工事の出来形を確認するための検査
- (3) 一部完成検査 工事目的物の一部が完成し、当該部分の完成を確認するための検査
- (4) 中間検査 工事の進捗状況に応じ、検査員が指定する工程において随時行う検査
- (5) 完成検査 工事の完成を確認するための検査

(検査員)

第3条 前条の検査（材料検査を除く。）を行う検査員は、別に定めるものとする。

2 対象となる工事の監督員は、材料検査を除き、当該工事の検査員となることができない。

3 材料検査は、工事を担当する課の課長が行うことができるものとする。この場合において、工事を担当する課の課長は、必要があると認めるときは、当該工事を担当する係長又は職員（以下「監督員」という。）に検査を命ずることができる。

(検査の委託)

第4条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第4項の規定により検査を工事を担当する課の職員以外の者に委託する必要があるときは、市長の承認を得て検査員を委任するものとする。

(検査の立会い等)

第5条 工事の検査は、府中市建設工事執行規則（平成11年府中市規則第12号）第46条第2項の規定により、当該工事の受注者の立会いを求めるとともに、別に定める検査立会人及び当該工事の監督員を立ち会

わせるものとする。

(検査の方法)

第6条 第2条に定める検査は、すべての契約書及び設計図書（図面、仕様書、現場説明書及び現場説明等に対する質問回答書）と照合して行わなければならない。

(検査結果が契約内容に適合しない場合の措置)

第7条 検査員は、当該工事が契約内容に適合しないものと認めたときは、別に定める修補指示書により当該工事の受注者に対して手直しを求めものとする。

2 検査員は、修補指示書により手直しを求めた当該工事について、指示した期日までに、別に定める手直完了届によりその結果の報告を求めるものとする。

3 検査員は、手直完了届を受理したときは、再度検査を行うものとする。

(検査の報告)

第8条 検査員は、第2条に定める検査を行ったときは、別に定める検査調書を作成するものとする。

2 検査員は、検査調書を作成したときは、検査の状況が把握できる写真を貼付するものとする。

(検査の技術的基準)

第9条 検査員が検査を行うに当たっての技術的基準は、市長が別に定めるものとする。